

(別添)

2012年のUPR第2サイクルでフォローアップすることを受け入れた勧告

1. 人々の人権の完全な享受を確保するため、未批准条約の批准を進め、留保の撤回のプロセスを加速すること。
2. 条約の優先順位及び国内法手続に沿った形で、関連の条約・協定を批准するための更なる手続をとること。
3. 日本が締約国である人権条約の選択議定書を締結すること。
4. 関連の条約を批准することにより、個人通報を受理し審査をする条約体の権能を認めること。
5. 日本が批准した人権諸条約及び議定書で個人通報制度を設けているものについて、人権侵害に関する個人通報制度を受け入れるための必要な措置をとることを検討すること。
8. 自由権規約第二選択議定書及び拷問等禁止条約選択議定書に加入すること。
9. 拷問等禁止条約選択議定書の批准の可能性を検討すること。
10. 拷問等禁止条約選択議定書に加入すること。
11. 社会権規約選択議定書に署名すること。
12. 女子差別撤廃条約選択議定書の批准を検討すること。
13. 強制失踪条約の規定の違反に関して、被害者や他締約国から又は被害者や他締約国のために、行われる通報を受理し検討する強制失踪委員会の権能を認めること。
15. 個人通報制度に関する児童の権利条約第3選択議定書の早期批准を検討すること。
16. 障害者権利条約を批准すること及び同条約の基準に沿った障害者保護のための法令を制定すること。
17. 障害者権利条約を批准すること。
18. 障害者権利条約を批准すること及び障害者保護のための差別（禁止）法を制定すること。
19. 障害者権利条約、移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約（移住労働者権利条約）の批准のための努力を続けること。
20. 未批准条約、特に移住労働者権利条約の批准を慫慂する。
21. 移住労働者権利条約の批准を検討すること。
22. 移住労働者権利条約の批准を加速すること。
23. 移住労働者権利条約及びILO第189号条約の締結を検討すること。
24. パレルモ議定書の批准のため最大限の努力をすること。
25. パレルモ議定書を批准すること。

26. パレルモ条約（国際組織犯罪防止条約）及び人身取引議定書を批准すること。
27. 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年ハーグ条約（ハーグ条約）の批准を完了するための努力を続けること。カナダはこれに関して日本の現在までの進展、特に国会承認を得るための国内立法の進展を認識するとともに、批准及び実施に向けた進展が時宜を得た形で継続することを慫慂する。
28. ハーグ条約を批准することを検討すること。
30. ハーグ条約の加入のための手続きを加速すること。
31. 人権分野における取組を強化するため、国内の法律上、制度上及び行政上の構造の改善を続けること。
32. 経済的、社会的及び文化的権利が国内法において平等に享受されることを確保すること。
33. 女子差別撤廃条約の国内法制度における完全な適用及び編入を確保すること。
34. 人種差別及び性的指向に基づく差別からの法的保護の強化を検討すること。
35. 直接的・間接的差別を禁止するための特別な法律を制定するよう述べた人種差別撤廃委員会の勧告を履行すること、また、管轄権を有する国内裁判所を通じた効果的な保護及び救済へのアクセスを保障すること。
36. 差別に関する国内法が、年齢、性別、宗教及び性的指向に基づく全ての形態の直接的・間接的差別をも扱う人種差別撤廃条約と矛盾しないことを確保すること。
37. 立法レベルにおいて人種主義的又は外国人排斥の発言を直接禁止する措置をとること、及び適切な国内裁判所における効果的な保護及び法的抗弁の手段へのアクセスを保障すること。
38. 家族に関する既存の法律、特に嫡出でない子に適用可能な制度を見直す努力を継続すること。
39. 児童の権利に関する包括的な法律を制定するための法的措置をとること、及びその法律を条約に完全に一致させること、また、収入や生活の不平等に対処するために児童のための国内行動計画を制定し実施すること。
41. 児童ポルノの所持を犯罪化することを目的として法律の見直しを検討すること。
42. 日本の国際的な人権の義務に沿った形で民法と戸籍法を改正すること、この関連で、女子差別撤廃委員会の最終見解に対応するための特別な努力を行うこと。
43. 女性の婚姻適齢を男性と同じ 18 歳に引き上げること。
45. 国際刑事裁判所ローマ規程の全ての義務に国内法が完全に合致することを

- 確保し、国際刑事裁判所の特権及び免除に関する協定に加入すること。
46. 強制送還までの収容の最大期限を導入するため、入管法の改正を検討すること。
 47. 国内人権委員会の設立プロセスを完了すること。
 48. 独立性を確保し、パリ原則に完全に適合した人権委員会の設立プロセスを加速すること。
 49. パリ原則に適合した国内人権機構の設立の促進を継続すること。
 50. パリ原則に適合した国内人権機構の設立プロセスを早期に完了すること。
 51. パリ原則に適合した独立した国内人権機構を設立すること。
 53. パリ原則に適合した人権機構の設立プロセスを加速すること。
 54. パリ原則に適合した国内人権委員会の履行プロセスを継続すること。
 55. 日本が設立しようとしている国内人権機構がパリ原則に適合することを確保するための措置を講じること。
 56. パリ原則に適合した人権委員会の設立プロセスを加速すること。
 57. パリ原則に適合した国内人権機構の設立作業を継続すること。
 58. パリ原則に適合した国内人権機構の設立のための努力を継続すること。
 59. パリ原則に適合した独立した国内人権委員会を設立すること。
 60. 児童の権利を拡充するための政策を継続すること。
 61. 生活水準の不平等、及びジェンダー、民族的出自及び障害による不均衡に対処するために児童のための国内行動計画の制定を検討すること。
 62. 市民社会との対話の更なる強化を継続し、女性、児童及び障害者の権利の促進・保護を強化するために政策や措置を履行すること。
 63. いかなる理由に基づく差別とも闘い予防するための努力を継続すること。
 64. 言語、ジェンダー、人種、宗教又は国籍に基づく差別を含む全ての形態の直接的又は間接的差別の禁止を継続すること。
 65. 社会的身分、ジェンダー及び性的指向を含む包括的な理由に基づく差別的な規定を排除することを目的として国内法を見直すこと。
 66. 女性に対する性別役割についての固定観念を排除するため、一般市民の啓発をするための更なる具体的な取組を行うこと。
 67. 第3次男女共同参画基本計画の促進及び履行を継続すること。
 68. 第3次男女共同参画基本計画を強化するとともに、マイノリティ女性の課題に効果的に対応しながら女性に対する暴力を根絶するための関連した取組を向上すること。
 69. 第3次男女共同参画基本計画及び女性の活躍促進による経済活性化行動計画を実施することにより女性の権利の促進・保護の進展の努力を継続すること。

70. 差別と偏見をなくすことを目的とした啓発を行うため、ジェンダー平等に関する国家計画の効果的な実施を継続すること。
71. ジェンダー平等を促進し女性と児童の権利を効果的に保護するための迅速な措置を取ることに。
72. マイノリティ女性を含むジェンダー平等のための措置の実施を継続すること。
73. ジェンダー促進及び女性に対する暴力との闘いを強化すること。
74. 女性に対する全ての形態の差別，特に婚姻適齢や婚姻前の姓を維持することの可能性に関する差別を排除するために必要な法改正及び措置を行うこと。
75. 日本がジェンダー平等社会と認識されるための全ての努力を進めること。
76. ジェンダー平等，特に女性の社会的・経済的権利の向上及びDVとの闘いに関して包括的なアプローチを取ることに。
77. 女性のエンパワーメントを継続し，女性により大きな社会的役割を与えることに。
78. 国籍の取得，相続権及び出生登録に関する問題において，嫡出でない子の平等及び非差別を確保すること。
79. 児童への差別に対する包括的な措置を取ることに及び嫡出でない子を差別する全ての法律を廃止すること。全ての少年，少女及び青年のあらゆる人権，特に国籍の取得，相続権及びアイデンティティの権利について啓発キャンペーン及び教育プログラムを促進すること。
80. 女子差別撤廃委員会及び児童の権利委員会からの要請に沿った形で，国籍，相続及び出生登録の権利を享受していない嫡出でない子の状況を見直すことに。
81. 嫡出でない子であることや親の在留資格に関係なく，普遍的な出生登録を確保するための必要な措置を取ることに。
82. 児童ポルノの所持の犯罪化の欠如など，未だ懸念が引き起こされている（児童の権利保護に関する）状況に対処すること。
83. ジェンダー平等社会の構築から得られた経験及びベストプラクティスをU P Rプロセスを通じて他国と共有すること。
84. 反人種主義及び反差別措置の強化を継続すること。
86. 障害者権利条約の効果的な履行を継続すること。
87. 障害者の差別に対して効果的な保護を提供する包括的な差別禁止法を制定及び履行すること。
88. 障害者に対するすべての差別的取扱いを排除するための必要な措置を取ることに。
89. LGBT の個人を保護し社会に統合するため，また，性的指向又はジェンダー平等に基づく全ての差別的取扱いを排除するための更なる措置を検討すること。

と。

92. 特に移民，外国人，庇護申請者及び難民に対する差別と不寛容と闘うための努力を進めること。
114. 特に女性や児童の人権について，法執行機関及び公務員に対する人権教育を強化すること。
115. 公務員に対する人権研修を継続すること。
126. 全ての状況における体罰を明示的に禁止すること。
127. DV 及び性的暴力の届出を促進し，被害者への支援を提供することにより，女性に対する暴力への対処をより効果的に行うこと。
128. ジェンダーに基づいた暴力に対する対策の実施及び被害者支援の提供を継続すること。
129. 女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力根絶への努力を強化し，加害者の責任を追求するという人身取引に関する特別報告者の勧告を受け入れること。
130. 女性に対する差別や暴力に関する法律制定とその実施の強化を継続し，ジェンダー平等を促進し，DV を含む女性に対する暴力に対処し，ジェンダーに基づいた暴力被害者に支援を提供するための努力を継続すること。
131. 人身取引及び性的暴力の女性被害者による不服申立制度や保護サービスへのアクセスを改善するための措置を継続すること。
132. パレルモ議定書に沿って人身取引を定義することも含め，人身取引撲滅のための努力を促進し，児童売買，児童買春及び児童ポルノに関する特別報告者を招待すること。
133. 改訂した国内の人身取引対策行動計画を含む近年導入された計画や政策の実施の更なる成功を確保するため全ての努力を継続すること。
134. この分野の国際法基準に沿って，人身取引，特に女性及び児童の人身取引と闘うための措置を強化すること。
135. 人身取引の根本原因に複合的に対処し，効果的に被害者保護及び支援を行うこと。
136. 人身取引の撲滅に向けた協調した行動を継続し，関連する枠組を強化すること。
137. 人身取引の根本原因に対処し，被害者を保護及び支援をする努力を更に進めること。
138. 女性，特に移住者やマイノリティの女性に対する暴力及び性的搾取からの効果的な保護を確保すること。
139. 児童の性的搾取，児童ポルノ及び児童買春と闘うための行動計画を採択し，性的搾取の被害者への支援を行うこと。

140. 児童の性的搾取を防止しそのような行為を行った者を訴追する努力を一層行うこと。
141. 未成年者の性的搾取に対する国家レベルでの措置を取ること。
142. 国籍、人種又は出自に関わらず、女性及び児童の性的搾取の被害者、又はジェンダーに基づく暴力の被害者に対し、法的支援や通訳を含む対策及び適切で時機を得た支援を確保すること。
149. インターネットによる名誉棄損及びプライバシー侵害といった他者の人権を侵害する行為に対する保護措置を継続すること。
150. 宗教の自由を保障するための措置を講じること。
151. 女性のさらなる政治代表及び公職における参加を十分確保するため、男女の賃金格差の問題に対処するための効果的な措置を講じること。
152. 女性の権利及び女性の意思決定プロセスへの関与の促進を継続すること。
153. 全ての日本の学校において障害を持つ児童に水と衛生への十分なアクセスを確保するための全ての必要な措置を取ること。
154. HIV/AIDS を含む増加する性感染症と闘うための予防措置が重要であるとの観点から、青少年に対するリプロダクティブヘルス及びセクシャル・ヘルスに関する教育を促進すること。
155. 福島放射線警戒区域の住民の健康と生活の権利を保護するための全ての必要な措置を講じ、健康の権利特別報告者が避難住民及び市民社会グループと面会できるようにすること。
156. 特に医療費の負担について、障害者のニーズを更に把握すること。
157. 大学レベルにおける教育費を下げる又は廃止するための更なる措置を取り、経済的負担を軽減するために給付型奨学金を導入すること。
160. マイノリティ女性の状況に関する包括的調査を実施し、マイノリティ女性の生活状況を改善するための国家戦略を発展させるとの女子差別撤廃委員会による勧告を履行すること。
161. 少数者の状況を改善するための計画及び政策を促進・実行し、彼らを言語的、文化的及び社会的レベルにおいて支援すること。
162. 移住労働者の権利を保護し、良い労働環境を整えるための努力を強化すること。
163. 移住労働者及びその他の少数者集団の人権に関する大衆の啓発を更に強化すること。
164. 移民の権利を保護・促進するための努力を継続すること。
165. 差別なく、かつその法的地位に関わらず、移民の健康及び教育に対するアクセスを確保すること。
166. 難民を含む外国人の人権を保護し、彼らに対する法律上及び慣習上の差別

を防止する努力を継続すること。

167. 外国人の入国に関する規制を見直すこと。
168. 国際社会において発展の権利が運用されるために効果的な役割を果たすこと。
169. UPRの勧告を真剣かつ迅速に実施すること。
170. 国連人権高等弁務官事務所に対するイヤーマークなしの貢献を増加させること。
171. 国連の目標値である0.7パーセントに到達することを目標として、ODAをGNI比0.5パーセントまで増加させること。
172. 社会・経済開発の分野におけるODAの提供を継続すること。
173. 国際協力の文脈において、脆弱な人々の安全を確保するために、国家、地方及びコミュニティレベルにおける意思決定において検討される問題として、防災の概念の強化を支援する行動を継続すること。
174. 財政的貢献を維持することによって人権分野における積極的な国際的役割を果たすことを継続すること、及び二国間人権対話を継続すること。